⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause

② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

③ have Grade A "service" in the Kanto・Koushinetsu district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2022／2023／2024

④ acquire the electric certificate in case of using the Electric procurement system https://www.geps.go.jp/

⑺ Time-limit for tender: 17:00, 6, June, 2023

⑻ Contact point for the notice: Ryota Oga, Seafarers Policy Division, Maritime Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigase-ki, Chiyodaku, Tokyo 100―8918 Japan TEL 03―5253―8111 ex. 45153

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係わる落札及び契約締結は、当該契約に係る令和５年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和５年３月31日

支出負担行為担当官

大阪航空局長　小池慎一郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○阪空契第2325号（№2325）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　16

⑵　調達物品及び数量　那覇空港定電流調整装置外一式製造及び設置（電子入札対象案件）

⑶　調達物品の特質等　本件は、那覇空港Ａ滑走路用定電流調整装置等の老朽化に伴う、定電流調整装置、出力装置、定電流変圧器、ＣＣＴ収納盤及びケーブル切換盤の製造、設置、撤去と関連するケーブルの布設、撤去を行う。調達機器内訳・定電流調整器ＳＣＲ―30Ｒ２台・定電流調整器ＳＣＲ―30ＲＳ２台・定電流調整器ＳＣＲ―15Ｒ３台・定電流調整器ＳＣＲ―15ＲＳ２台・定電流調整器ＳＣＲ―10Ｒ４台・定電流調整器ＳＣＲ―3.5ＲＷ２台・出力装置ＯＰ―Ｃ／１　６台・出力装置ＯＰ―Ｃ／２　３台・出力装置ＯＰ―Ｄ／１　３台・定電流変圧器ＣＣＴ―10Ｔ２　10台・定電流変圧器ＣＣＴ―５Ｔ２　７台・定電流変圧器ＣＣＴ―10Ｔ２（光度制御付き）１台・ＣＣＴ収納箱10台・ケーブル切換盤１面

⑷　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑸　納入期限　令和６年３月18日

⑹　納入場所　沖縄県那覇市安次嶺531―３（那覇空港内）

⑺　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　開札時までに令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のＡ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年３月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し⑶の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　調達物品の製造及び設置に関し、下記の実績及び能力を有する者であること。

１）平成19年４月１日以降において、調達物品（※１）を製造し納入した実績を有すること。※１　調達物品とは、定電流調整器又は定電流変圧器をいう。

２）「サービス・修理体制」の部門及び人員が適正に配置されていること。

３）夜間・休日の緊急連絡体制が確立していること。

４）障害発生時の技術者の派遣対応が24時間以内にできる体制であること。

５）納入後15年以上部品を補給できること。

６）部品発注から３ヶ月以内に補給可能であること。

⑻　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑼　入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書・仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒540―8559 大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎11階　国土交通省大阪航空局総務部契約課契約係　電話06―6937―2708

⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

電子調達システム

https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/

調達ポータル・電子調達システム　ヘルプデスク　電話番号　0570―000―683（ナビダイヤル）03―4332―7803（ＩＰ電話等をご利用の場合）

⑶　入札説明書及び仕様書の交付方法

１）交付期間及び方法　令和５年３月31日午前９時から令和５年５月１日午後５時まで電子調達システムにより交付する。

２）やむを得ない事由により、上記交付方法による入札ができない入札参加希望者は、上記３⑴に問い合わせること。受付期間は３⑶１）による期間の土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条１項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、午前９時から午後５時までとする。

⑷　電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限、及び紙入札方式による証明書等の受領期限　令和５年３月31日午前９時から令和５年５月２日午後２時まで

⑸　入札書の受領期限

１）電子調達システム及び郵送による場合　令和５年５月13日午前９時から令和５年５月24日午後５時まで

２）持参する場合　令和５年５月13日午前９時から令和５年５月25日午前11時まで

⑹　開札の日時及び場所　令和５年５月25日午前11時国土交通省大阪航空局11階入札室

4　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項

１）電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに証明書等入札書類データ（証明書等）を添付し、上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。